

広島県職務発明規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第九号

### 広島県職務発明規則の一部を改正する規則

広島県職務発明規則（昭和五十六年広島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。  
第十条の次に次の二条を加える。

#### （出願補償金）

第十条の二 第五条第一項の規定により特許を受ける権利を県が承継すると決定した発明について、県が特許出願を行ったとき又は発明者が第六条第一項ただし書の規定により特許出願を行った発明について、第七条の規定により特許を受ける権利若しくは特許権を県が承継すると決定したときは、当該特許出願に係る発明をした発明者に対し、出願補償金として、権利一件につき一万円を支払うものとする。この場合において、当該権利は、県の持分にかかわらず一件として取り扱う。

2 前項の出願補償金は、権利一件につき、一回を限度として支払うものとする。

#### （国際出願に係る出願補償金）

第十条の三 県が第五条第三項の規定により国際出願を行ったとき又は発明者が第六条第一項ただし書の規定により特許出願（国際出願に限る。以下この条及び第十一条の二第三項において同じ。）を行った発明について、第七条の規定により特許を受ける権利若しくは特許権を県が承継すると決定したときは、当該特許出願に係る発明をした発明者に対し、前条の出願補償金とは別に特許出願に係る出願補償金として、出願一件につき一万円を支払うものとする。この場合において、当該出願は、県の持分にかかわらず一件として取り扱う。

2 前項の特許出願に係る出願補償金については、複数の外国に出願した場合であっても、出願一件として取り扱い、権利一件につき一回を限度として支払うものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、一件の特許出願に第九条の規定により県が取得した特許を受ける権利が二以上含まれるときは、知事が別に定める算定方法により、第一項の出願補償金を算定し、支払うものとする。

第十一条中「一万七千円を支払うものとする」を「二万円を支払うものとする。この場合において、当該権利は、県の持分にかかわらず一件として取り扱う」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

#### （国際出願に係る登録補償金）

第十一条の二 第五条第一項又は第七条の規定により特許を受ける権利又は特許権を県が承継すると決定した発明について、県が外国における特許権を取得したときは、当該外国における特許権に係る発明をした発明者に対し、前条の登録補償金とは別に外国における特

許権に係る登録補償金として、権利一件につき二万円を支払うものとする。この場合において、当該権利は、県の持分にかかわらず一件として取り扱う。

2 前項の外国における特許権に係る登録補償金については、複数の外国において県が特許権を取得した場合であっても、権利一件として取り扱うものとする。

3 一件の特許出願に第九条の規定により県が取得した特許を受ける権利が二以上含まれるときは、知事が別に定める算定方法により、第一項の登録補償金を算定し、支払うものとする。

第十二条を次のように改める。

(実施補償金等)

第十二条 県は、第九条の規定により取得した特許を受ける権利若しくは特許権の運用又は処分により収入を得たときは、当該発明者に対し、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額の補償金を支払うものとする。

一 特許を受ける権利又は特許権に係る発明の実施を許諾して得た収入（以下この条において「実施料」という。）の場合 毎会計年度の実施価格について次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、同表中欄に掲げる割合を当該会計年度の実施価格の金額に乗じて得た額（その額が、同表下欄に掲げる保障額に満たないときは、当該保障額）

| 金額         | 割合    | 保障額    |
|------------|-------|--------|
| 五百万円以下     | 百分の五十 |        |
| 五百万円超千万円以下 | 百分の四十 | 二百五十万円 |
| 千万円超五千万円以下 | 百分の三十 | 四百万円   |
| 五千万円超      | 百分の二十 | 千五百万円  |

二 特許を受ける権利又は特許権を譲渡して得た収入（以下この条において「譲渡収入」という。）の場合 譲渡価格について前号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、同表中欄に掲げる割合を当該譲渡価格の金額に乗じて得た額（その額が、同表下欄に掲げる保障額に満たないときは、当該保障額）

2 前項の毎会計年度の実施価格及び譲渡価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定する。

一 毎会計年度の実施価格 当該会計年度における実施料から当該特許の出願又は特許権の取得に要した費用及び特許料として知事が別に定める費用（これらの費用を次号において「出願等経費」という。）を控除して得た額

二 譲渡価格 譲渡収入から出願等経費を控除して得た額

3 前二項に規定する補償金の算定に当たっては、国内における実施料又は譲渡収入と、外国における実施料又は譲渡収入とを、それぞれ別に算定するものとする。

4 知事が特別の事情があると認めるときは、第一項に定める額に加算して補償金を支払う

ものとする。

5 二以上の特許を受ける権利又は特許権を一体として運用又は処分したときは、知事が別に定める算定方法により、第一項の実施補償金を算定し、支払うものとする。

第十三条中「第十一条及び前条」を「第十条の二から前条まで」に改める。

第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第二項中「第十一条及び第十二条」を「第十条の二から第十二条まで」に改める。

第十七条中「(昭和二十二年法律第百十五号)第七条第一項」を「(平成十年法律第八十三号)第三条第一項」に、「第十一条中「一万七千円」とあるのは、「一万千円」を「第十条の二第一項及び第十条の三第一項中「一万円」とあるのは「七千円」と、第十一条及び第十一条の二第一項中「二万円」とあるのは「一万四千円」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

(退職後の業務発明の取扱い)

第十七条の二 職員がその在職期間中にした業務発明については、当該職員の退職後であっても、第二条から前条までの規定を適用する。この場合において、第四条第一項及び第二項、第六条第二項並びに第八条中「所属長」とあるのは、「当該業務発明に係る業務を所掌する長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第十二条の規定は、この規則の施行日後に、県が第九条の規定により取得した特許を受ける権利若しくは特許権の運用又は処分により収入(以下「収入」という。)を得た場合又はこの規則による改正後の第十二条第二項に規定する出願等経費(以下「経費」という。)を支出した場合について適用し、施行日前に収入を得た場合又は経費を支出した場合には、なお従前の例による。